

公益社団法人門真納税協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人門真納税協会（以下「本会」という。）と称する。

(活動区域)

第2条 本会は、その主たる活動区域を財務省組織規則（平成13年1月6日財務省令第1号）に定める門真税務署の管轄区域とする。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所を大阪府門真市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、健全な納税者の団体として、公益財団法人納税協会連合会及び税務官公署等と連携協調のもとに税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税務行政に関する意見具申
- (2) 税知識の普及徹底を図るための講習会、説明会等の開催及び指導
- (3) 税に関する広報、宣伝
- (4) 青色申告の指導育成及び振替納税の推進
- (5) 経理、経営に関する講習会・説明会等の開催及び指導並びに企業経営の健全な発展に資する各種の事業
- (6) 明るい地域社会の発展に資する各種の事業
- (7) 図書及び各種資料の刊行配布
- (8) 会員の健全な発展に資する事業
- (9) 会員相互の交流及び情報交換に資する事業
- (10) 融資手続等のあっ旋
- (11) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、大阪府において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 本会は、理事会において別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第4条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会員及び社員

(資格と権利義務)

第8条 本会の会員は、本会の目的及び事業に賛同して、第9条の規定により入会した個人又は法人その他の団体とする。

2 本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員は、会員の中から選出される代議員をもって社員とする。

3 代議員の定数は、150名以上300名以内とする。

4 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。

5 代議員選挙を行うために必要な規程は、理事会において定める。

6 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、第4項の代議員選挙に立候補することができる。

7 第4項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

8 第4項の代議員選挙は、4年に1度、7月に実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任は妨げない。

ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

9 代議員が欠けた場合又は代議員の定数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第8項の代議員選挙終了の時までとする。

11 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員

相互間の優先順位

- 12 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 13 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ免除することができない。

(資格の取得)

第 9 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより、任意に入会することができる。

(会費)

第 10 条 会員は、総会（法人法上の社員総会をいう。以下同じ。）の決議を経て別に定める会費基準により、本会の会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返納しない。

(資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき又は事業の閉鎖、解散若しくは法人合併により消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員が同意したとき。
- (5) 第 10 条第 1 項の会費支払義務を 3 年以上履行しなかったとき。

(退会)

第 12 条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規程又は規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して除名を行おうとする総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対して除名した旨を通知する。

(社員及び会員の名簿)

- 第14条 本会は、別に定める様式により、社員名簿及び会員名簿を作成し、これを本会の主たる事務所に常置する。
- 2 前項の社員名簿及び会員名簿は、社員あるいは会員の異動が生じた都度、これを補正する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第15条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 50名以上 120名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、8名以内を副会長、40名以内を常任理事、1名を専務理事とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。
 - 4 副会長のうち4名を法人法上の代表理事とすることができる。

(役員の選任及び構成)

- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、代表理事である副会長及びその他の副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、職務を執行する。

3 代表理事である副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 常任理事は、本会の常務を審議する。

6 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

7 会長、代表理事である副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 19 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会（法人法上の定時社員総会をいう。以下同じ。）の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 20 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

（役員報酬等）

第 21 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議によって別に定める役員報酬等に関する規程による。

（理事の競業及び利益相反取引の制限）

第 22 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と
その理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会が別に定める規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第23条 本会は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 本会は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等（理事（業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。）及び監事をいう。）の法人法第111条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、0円以上であって理事会があらかじめ定めた額と法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第24条 本会に、あわせて8名以内の顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱し、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 顧問は本会の業務運営上の重要な事項について、相談役は会務全般にわたり、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役は、理事会又は常任理事会が必要と認めた場合は、理事会又は常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。
 - 6 顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 総会

(構成)

- 第25条 総会は、すべての社員をもって構成する。
- 2 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(種類)

第 26 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(開催)

第 27 条 定時総会は、毎年度 5 月又は 6 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をし、理事会において招集の決議をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員が、会長に対して会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求したとき。

(招集)

第 28 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときには、その請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時及び場所、総会の目的である事項があるときは当該事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに社員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項ただし書の場合には、社員への通知に際して、議案及び議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

(社員の議決権)

第 29 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

- 2 社員は、代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 社員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事及び議事録)

第 30 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人法第 49 条第 2 項各号に定める事項及びこの定款に別段の定めがある事項に関する総会の決議については、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 2 項の決議を行う。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の内容を記載した議事録を作成して、主たる事務所に備え置かなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 構成員数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 述べられた意見又は発言の内容のうち、議事録に記載する必要があるものとして法令に定めのあるもの
 - (5) 総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (6) 総会の議長及び議事録作成人の氏名
- 6 議長及び議事録作成人は、前項の議事録に記名押印する。

(総会の付議事項及び権限)

第 31 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の規程の改廃
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書の承認
 - (5) 会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部廃止
 - (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第 28 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(規程)

第 32 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規程による。

第 7 章 理事会

(設置)

第 33 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の

請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第5号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催の日の1週間前までに、理事及び監事に通知を発しなければならない。
- 3 理事会については、前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議事及び議事録)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の決議に当たっては、代理人による議決権の行使又は書面及び電磁的方法による議決権の行使は、これを認めない。
- 4 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、代表理事である副会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 本会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、代表理事である副会長及びその他の副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本

会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
(6) 第 23 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案について異議を述べたときはその限りではない。

2 前項の規定により理事会の決議があったものとみなされたときは、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

3 第 1 項の規定により理事会への報告を要しないとされたときには、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(規程)

第 40 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 常任理事会

(設置)

第 41 条 本会に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

(開催)

第 42 条 常任理事会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

(招集)

第 43 条 常任理事会は会長が招集する。

2 常任理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議事及び議事録)

第 44 条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の決議に当たっては、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は、これを認めない。
- 4 常任理事会の議事録は、理事会に準じて作成し、議長並びに議事録作成人はこれに記名押印しなければならない。

(職務)

第 45 条 常任理事会は、会長の職務の執行を補佐するため、常務の処理に関する事項を審議する。

- 2 前項で審議した事項は、理事会の決議を経て決定する。ただし、会長、代表理事である副会長又は専務理事の決裁により実施できる事項については、この限りではない。

(規程)

第 46 条 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章 正副会長会

(設置)

第 47 条 本会に、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(開催)

第 48 条 正副会長会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

(招集)

第 49 条 正副会長会は会長が招集する。

- 2 正副会長会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議事及び議事録)

第 50 条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の決議に当たっては、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は、これを認めない。
- 4 正副会長会の議事録は、理事会に準じて作成し、議長並びに議事録作成人はこれに記名押印しなければならない。

(職務)

第 51 条 正副会長会は、会長の職務の執行を補佐するため、会務の運営に関する事項及び会長が特に必要と認めた事項を審議する。

- 2 前項で審議した事項は、常任理事会の審議及び理事会の決議を経て決定する。ただし、会長、代表理事である副会長又は専務理事の決裁により実施できる事項については、この限りではない。

(規程)

第 52 条 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 部会及び委員会

(設置)

第 53 条 本会の事業を企画、立案するために必要あるときは、理事会の決議を経て部会及び委員会を設置することができる。

(部会長及び委員長)

第 54 条 部会長及び委員長は、理事のうちから、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

- 2 部会長及び委員長は、無報酬とする。

- 3 部会長及び委員長には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(運営)

第 55 条 部会及び委員会の運営に関する規程は、理事会の決議によって別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 56 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(職員)

第 57 条 事務局には、所要の職員を置き、会長がこれを任免する。

- 2 事務局長を設置する場合においては、会長が、理事会の承認を得てこれを任免する。

- 3 職員は、原則として有給とする。

第 12 章 資産及び会計

(会計原則)

第 58 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと

する。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(資産の管理及び運用)

第 59 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める規程により、会長がこれを管理及び運用する。

(資産の区分)

第 60 条 本会の資産は、基本財産、特定資産及び運用財産の 3 種類に区分する。

2 基本財産は、本会の事業を行うために必要不可欠なものとして理事会で決議した財産とする。

3 特定資産は、次の各号の財産とする。

(1) 本会の運営上必要な特定の支払に充てる目的のために、理事会の決議を経て別に定める規程により、使途や取崩し等に制約を課した財産

(2) 基本財産に該当しない固定資産のうち、理事会で特定資産として保有することを決議した財産

(3) 本会の事業を行うために保有する財産又はその運用益等を本会の事業を行うための財源とするために、理事会で特定資産として保有することを決議した財産

4 運用財産は、前 2 項に掲げる資産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 61 条 基本財産は、これを費消し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議を経て、その一部に限りこれを取り崩すことができる。

(経費)

第 62 条 本会の経費は、特定資産及び運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 63 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告する。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中、「毎事業年度開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の決議を行った事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 64 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 前2項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員の報酬等に関する規程
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 5 本会は、定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の計算)

第65条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定する。

第13章 基金

(募集)

第66条 本会は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出者を募集することができる。

(取扱い)

第67条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続並びに基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議を経て別に定める。

(拠出者の権利)

第68条 本会は、第73条の解散のときまで、基金をその拠出者に返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還できる。

- 3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡し、質入し、並びに信託することはできない。

(返還の手続)

第 69 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行う。

- 2 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会の決議を経て別に定める。

(代替基金の積立)

第 70 条 本会は、基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことができない。

第 14 章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第 71 条 この定款は、第 75 条の規定を除き、総会において、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 次の各号に掲げる事項に係る定款を変更しようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、法令で定める軽微な変更については、この限りではない。

(1) 第 5 条第 2 項に規定する事業を行う区域又は第 3 条に規定する主たる事務所の所在場所の変更

(2) 第 5 条第 1 項に規定する公益目的事業の種類又は内容の変更あるいはその他の事業の内容の変更

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 72 条 本会は、総会において、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経て、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 73 条 本会は、総会において、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 74 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17

号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 75 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、総会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 15 章 情報公開及び個人情報保護

(公告)

第 76 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

第 77 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(個人情報の保護)

第 78 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 16 章 雑則

(委任)

第 79 条 この定款の施行に必要な規程は、別段の定めあるものを除き理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日制定実施

- 2 本会の最初の代表理事は彦惣正義、西村千畝、藤原照雄、東坂巖、東口邦雄とし、業務執行理事は伊藤榮保とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1. 平成 24 年 5 月 17 日改正施行
2. この規定の第 8 条第 8 項の規定は、平成 24 年 8 月 14 日から施行する。
3. 平成 25 年 5 月 16 日改正施行
4. 平成 28 年 5 月 23 日改正施行